

秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正することについて

秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のと
おり改正するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により、改正するものであります。

- (1) 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の規定により秦野市鳥獣被害対策実施隊を設置するに当たり、その隊員を非常勤特別職職員として位置付けて報酬を支給すること。
- (2) 報酬の額を年額で定める非常勤特別職職員が年度の途中で職に就いたとき又は職を離れたときについて、報酬の額を日割り計算により算定することを明確化すること。

秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第79号を第80号とし、第78号の次に次の1号を加える。

(79) 秦野市鳥獣被害対策実施隊の隊員

第2条第1項本文中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第79号まで」に改め、同条第2項中「前条第79号」を「前条第80号」に改める。

第4条の2第1項を次のように改める。

前条の規定により報酬を支給する場合において、その報酬の額は、月額により支給する報酬については、その月の現日数を基礎とする日割り計算により、年額により支給する報酬については、その年度の現日数を基礎とする日割り計算により算定する。

別表第1に次のように加える。

秦野市鳥獣被害対策実施隊の隊員	年額	6,000円
-----------------	----	--------

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第78号まで」を「条例第1条第1号から第79号まで」に、「条例第1条第79号」を「条例第1条第80号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第8号 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定める。</p> <p>(1)－(78) (略)</p> <p><u>(79) 秦野市鳥獣被害対策実施隊の隊員</u></p> <p><u>(80) (略)</u></p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 <u>前条第1号から第79号までに掲げる非常勤の職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。ただし、同表に掲げる非常勤の職員のうち、報酬額を日額で定めるものについて高度な知識、識見、資格等を有する者を委嘱する場合において、市長が特に必要と認めるときは、日額23,000円を超えない範囲内でその額を別に定めることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第80号に掲げる非常勤の職員の報酬の額は、毎年度予算の定めるところによる。</u></p> <p>(日割り計算等)</p> <p>第4条の2 <u>前条の規定により報酬を支給する場合において、そ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定める。</p> <p>(1)－(78) (略)</p> <p><u>(79) (略)</u></p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 <u>前条第1号から第78号までに掲げる非常勤の職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。ただし、同表に掲げる非常勤の職員のうち、報酬額を日額で定めるものについて高度な知識、識見、資格等を有する者を委嘱する場合において、市長が特に必要と認めるときは、日額23,000円を超えない範囲内でその額を別に定めることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第79号に掲げる非常勤の職員の報酬の額は、毎年度予算の定めるところによる。</u></p> <p>(日割り計算等)</p> <p>第4条の2 <u>前条の規定により報酬を支給する場合であって、そ</u></p>

の報酬の額は、月額により支給する報酬については、その月の現日数を基礎とする日割り計算により、年額により支給する報酬については、その年度の現日数を基礎とする日割り計算により算定する。

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

職名	報酬額
(略)	(略)
秦野市鳥獣被害対策実施隊の隊員	年額 6,000円

備考

1-3 (略)

別表第2 (第5条関係)

区分	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1泊につき)
<u>条例第1条第1号から第79号までに掲げる職</u>	(略)				

の月の初日からは支給しないとき、又はその月の末日までは支給しないときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

職名	報酬額
(略)	(略)

備考

1-3 (略)

別表第2 (第5条関係)

区分	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1泊につき)
<u>条例第1条第1号から第78号までに掲げる職</u>	(略)				

にある者

条例第1条第

80号に掲げる

職にある者

(略)

にある者

条例第1条第

79号に掲げる

職にある者

(略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秦野市鳥獣被害対策実施隊の設置等に関する規則制定案要綱

1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づく秦野市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置し、その組織、職務等について必要な事項を定めます。

2 職務

実施隊の職務を次のとおり定めます。

- (1) 鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況の調査に関すること。
- (2) 鳥獣の捕獲及び捕獲後の処理並びに追払いに関すること。
- (3) 鳥獣による人的被害の防止等を目的とした緊急出動に関すること。
- (4) 地域における被害防止対策等の普及指導及び助言に関すること。
- (5) 鳥獣被害防止柵の設置に関すること。
- (6) その他市長が実施隊の職務として必要と認めること。

3 隊員

実施隊の隊員について、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命するものとします。

- (1) 神奈川県猟友会秦野支部又は神奈川県猟友会西秦野支部の会員のうち、有害鳥獣駆除活動を経験したことがあり、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者であって、神奈川県猟友会秦野支部長又は神奈川県猟友会西秦野支部長が推薦するもの
- (2) 秦野市有害鳥獣対策協議会の委員のうち、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者であって、秦野市有害鳥獣対策協議会会長が推薦するもの
- (3) 市の職員のうち市長が指名する者

4 任期

- (1) 隊員の任期は、1年とし、再任は妨げないものとします。
- (2) 隊員が欠けた場合の補欠隊員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 組織

- (1) 3の(1)及び(2)に係る隊員の定数を計60名以内とし、実施隊に隊長及び副隊長を1名置きます。
- (2) 隊長には鳥獣被害対策主管課長を充て、副隊長には鳥獣被害対策主管課課長代理を充てるものとします。

6 服務

- (1) 隊員は、隊長の指示に応じて2の職務に従事したときは、日誌を作成し、速やかに市長に提出するものとします。
- (2) 隊員は、相互に密接な連絡を取り合い、協力するものとします。
- (3) 隊員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならないものとします。

7 解職

市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解職することができるものとします。

- (1) 自己の都合により退任を申し出たとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠っていると認めるとき。
- (3) 隊員としての適格性を欠いていると認めるとき。
- (4) 3の(1)又は(2)に規定する者でなくなったとき。

8 庶務

実施隊の庶務は、鳥獣被害対策主管課において処理するものとします。

9 委任

規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとします。